恵那市商品券事業取扱加盟店要領

恵那市商品券事業実行委員会「以下（実行委員会）」と使用期間限定のプレミアム付商品券取扱加盟店「以下（加盟店）」は、実行委員会の発行するプレミアム付商品券（以下、紙の商品券を「紙商品券」、電子化された商品券を「電子商品券」といい、これら２種類の商品券を総称して「商品券」という。）の取扱を、この要領に基づき実施する。

1.加盟店資格

加盟店資格は、以下の条件すべてを満たしている事業者とする。※申込内容によっては登録をお断りする場合があります。

①恵那市内にて事業を営む事業者

②公序良俗に反しないもの。

2.加盟店登録方法

別紙加盟店登録申込書を記入の上、実行委員会に指定した期限までに申し込むものとする。

①登録料は恵那商工会議所、恵那市恵南商工会会員は無料、非会員は50,000円とする。

（本事業を目的に新規加入する事業者は、事業終了後3ヵ年は会員を継続すること）

②登録料については、同一事業所で数店舗参加する場合は、1店舗ごとに登録料を納入する。

3.商品券の種類

1）紙商品券

額面５００円とし「中小商店等使用券および中小商店等・大型店共通使用券」の2種類を発行する。

2）電子商品券

1円単位まで支払い可能とし、中小商店等のみで使用できるＱＲコードを発行する。

3）大型店とは、資本金1億円超または売場店舗面積１，０００㎡以上の店舗をいう。

但し、恵那市に本社を置く場合を除く。

4.商品券による商品販売等

加盟店は、有効な商品券を利用する意思のある者に対して正当な理由なくして受取を拒絶できない。

紙商品券はつり銭を出さないものとする。

5.商品券の提出及び支払い

加盟店は、回収した紙商品券を実行委員会が指定した窓口に、指定した換金伝票を記入して提出するものとする。

提出した紙商品券は、取扱加盟店登録申込書に記載された指定預金口座に、その都度支払うものとする。

月2回：①毎月15日までの分を当月末日、②月末日までの分を翌月15日（指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日）

6.換金手数料

①回収した商品券の換金手数料は、無料とする。

②指定預金口座を恵那市外の金融機関とする場合は、振込手数料を加盟店負担とする。

7.商品券の使用期間

加盟店が紙商品券を受け取ることができる期間は、令和４年10月1日(土)から令和５年3月31日(金)までの6ヶ月間とする。

電子商品券は、令和４年9月1日(木)から令和５年2月２８日（火）までの6ヶ月間とする。

8.商品券の換金の締切日

加盟店が紙商品券を換金できる期間は、令和４年10月1日(土)から令和５年４月10日（月）までとする。

9.その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

【対象となる業種一覧（商品・サービス）例】

1	小売業	食料品、衣料品、宝飾品、化粧品、医薬品、娯楽用品、スポーツ用品、家電製品、家具、絵画、書籍、農機具、ドラッグストア、コンビニ、ペットショップ、園芸品、ガソリンスタンド 等
2	飲食業	喫茶店、レストラン、フアストフード店、うどん・そば、和食、中華・ラーメン、焼肉、居酒屋、総菜・弁当 等
3	サービス業	クリーニング、エステ、ホテル、塾、タクシー、写真、レンタル、理容院、美容院、カラオケ、清掃、害虫駆除 等
4	運輸または通信業、旅行業	宅配便、電話機、ツアー旅行 等
5	自動車	部品、修理、点検 等
6	住宅関連	リフォーム、修繕、造園 等
7	その他の商品やサービスの提供により消費の喚起に奇与する業種	

※取扱加盟店として登録された店舗においても、対象とならない商品やサービスを取扱う場合は、プレミアム付商品券での支払いを受けることはできません。

お申込・お問い合せ窓口 ●お近くの窓口へお気軽にお問い合せください

■恵那市恵南商工会 本所 …… tel 54-2902　fax 54-3703

■恵那商工会議所 …… tel 26-1211　fax 25-6173

※業務時間はいずれも：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

右の取扱加盟店申込書にご記入の上、お近くの申込窓口へお持ちください。
また、FAXでの申込も可能です。

点線より切り取ってご使用ください

恵那市商品券事業実行委員会　宛

※No

恵那市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書

令和4年　　月　　日

恵那市商品券事業の趣旨に賛同し、取扱加盟店として申込みをいたします。なお、申込みにあたっては、事業実施要領、注意事項等を遵守することを誓約いたします。また暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員もしくは関係者、暴力団関係企業でないことについて誓約いたします。

事業所名			
店舗所在地	〒　　—		
TEL	—　　—	FAX	—　　—
代表者名		お申し込み印	印
チラシ掲載名			
チラシ掲載業種 ※左面下段の業種一覧を参考に該当欄に○をひとつだけ記入	1. 小売業　2. 飲食業　3. サービス業　4. 運輸または通信業、旅行業 5. 自動車　6. 住宅関連　7. その他		
商品券取扱選択 ☑にチェックを入れてください	□ 紙のみ　□ 紙・電子	※大型店は「紙のみ」となります。 ※「電子のみ」は不可。	
e-mailアドレス 「紙・電子」選択の方は必須	@		
資本金額	円	※恵那市以外に本社がある場合は資本金額を記入してください。	
会員区分 ☑にチェックを入れてください	**会員** □ 恵那商工会議所　□ 恵那市恵南商工会　**非会員** □ ※登録料／恵那商工会議所、恵那市恵南商工会会員は無料、非会員は50,000円。		
指定預金口座 貴店(社)への振込口座となりますので正確にご記入下さい。 **(確認のため口座番号と名義がわかる通帳の写しを添付)** **※前回と同様の場合は通帳の写しは不要**	フリガナ		
	口座名義人		
	金融機関名 (いずれかに○) その他の金融機関は（ ）内に記載	・十六銀行　・大垣共立銀行　・東美濃農協 ・岐阜信用金庫　・東濃信用金庫　・(　　) (　　)支店	
	預金の種類 (いずれかに○)	1 普通預金 2 当座預金	口座番号 (左詰めにて記入)

（注）金融機関は十六銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、東濃信用金庫、東美濃農業協同組合の恵那市内にある各支店とします。
換金口座を恵那市外の金融機関とする場合は、振込手数料を加盟店負担とします。

1　恵那市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとにご提出をお願いします。

2　指定預金口座を確認するため、口座番号と名義がわかる通帳の写しを添付してください。

3　**登録申込書の締切日は令和4年6月30日（木）までとなっています。**
なお、本申込書にご記入頂いた情報につきましては、本事業以外には使用いたしません。

4　取扱加盟店へお申込みいただいた場合、ポスターと換金伝票を無料提供します。
ポスターは必ず、常時店舗前に設置願います。

送信方向

FAX　０５７３－５４－３７０３
FAXで送信の際は、表裏にご注意ください。